

平成 16 年 8 月 11 日

都道府県	構造改革特区担当者	殿
	地域再生担当者	殿
認定構造改革特別区域計画担当者		殿
認定地域再生計画担当者		殿

内閣府構造改革特区・地域再生担当室

構造改革特別区域計画及び地域再生計画における市町村合併に伴う変更手続について（事務連絡）

当室の取組につきましては、平素より、皆様方の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

標記の手続について、お問い合わせを多く頂戴していることを踏まえ、別紙のとおり、構造改革特別区域計画及び地域再生計画における市町村合併に伴う変更手続について、基本的事項をまとめました。

別紙においては、構造改革特別区域計画における市町村合併に伴う変更手続について定めた構造改革特別区域基本方針 3 . ( 9 ) の具体的な手続を記載しております。

地域再生計画認定申請マニュアル 1 - 2 . 7 ) に掲げる地域再生計画における市町村合併に伴う変更手続に係る具体的な手続についても、別紙の構造改革特別区域計画の変更手続に準じて行うようにして下さい。

このほか、具体的な手続について御不明な点がございましたら、別途、当室までお問い合わせ下さい。

（お問い合わせ先）

内閣府構造改革特区・地域再生担当室

黄地（5521 - 6620）高山（5521 - 6639）

小泉（5521 - 6633）

## 市町村合併に伴う変更手続

構造改革特別区域基本方針 3.(9)において、「市町村の合併に伴い、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。」とされています。

具体的な手続は、以下の通りです。

### 1. 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、特区計画の変更の申請を行う必要があります。

#### < 特区計画の取扱い >

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、構造改革特別区域法第6条に基づく変更手続を行います。

#### < 手続 >

1. 構造改革特別区域基本方針 3.(9)において、「市町村の合併に伴い、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、(中略)当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。」とされておりますが、具体的には、地方自治法第7条第6項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3ヶ月前から合併予定日までの間で速やかに、変更の申請書を提出して下さい。なお、変更計画表の作成方法等について御不明な点がある場合はお早めに御相談下さい。
2. 変更の申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出して下さい。
3. 特区の範囲の変更を行う等、合併に伴う2.以外の変更も併せて行う場合は、それを含めて変更の申請書を提出して下さい。

## 2. 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告をして下さい。特区の範囲等を変更する場合は、変更の申請を行う必要があります。

### < 特区計画の取扱い >

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

### < 手続 >

1. 合併に伴い、特区の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、構造改革特別区域法第6条第1項の「軽微な変更」に該当いたしますので、変更の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく都道府県知事による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、内閣府へ報告をするようお願いいたします。
2. 合併に伴い、編入した他の市町村にも特区の範囲を拡大する等の場合には、構造改革特別区域法第6条に基づく変更手続が必要ですので、同条に基づく変更の申請を行って下さい。

< 参考条文 >

構造改革特別区域法

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

附 則

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

構造改革特別区域法施行規則

第三条 法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二・三 （略）

地方自治法

第七条 （略）

6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 （略）

第二百六十条 （略）

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 （略）